

the Heartful OAG

Vol.3
2005.04

元気な企業をつくる

第3回OAGセミナー 2005年4月14日(木)

即断即決の経営 —意思決定の透明さが企業の元気を生む—

トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社
代表取締役社長 吉越浩一郎氏



スタートした外形標準課税

今田和彦 法人税部部长 税理士

相続資産保全のためのポイント

渡邊正則 資産税部部长 税理士・中小企業診断士

C O N T E N T S

02

太田孝昭が語る春夏秋冬

03

第3回OAGセミナー

即断即決の経営

トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社
代表取締役社長 吉越浩一郎氏

04

スタートした外形標準課税

今田和彦 法人税部部长 税理士

05

相続資産保全のためのポイント

渡邊正則 資産税部部长
税理士・中小企業診断士

06

今年の税制改正の注目点

樽林一典
マネジメント・ソリューション部部长 税理士

07

薬学博士・岩井正憲先生に尋ねる
健康へのアドバイス

第2回「薬膳のすすめ」

太田孝昭が語る春夏秋冬 元気な会社をつくるための ツールでありたい



太田孝昭
(太田アカウンティンググループ代表)

フジテレビ対ライブドアの買収合戦が世間を大きく賑わせました。この問題が社会に突きつけたのは、「会社は誰のものか?」という疑問です。従業員、オーナーなどといった回答の中に、「株主」という項目があることを世間に気付かせたのです。

また、今回の一件では、強固だと思っていたものが簡単に崩れることも、みんなが知りました。戦後60年で創り上げた日本の経済システムが意外に脆弱であり、誰にでもM&A(企業買収)できる、ということも世間は知りました。ライブドアの手法がフェアだったのかということに疑問は残りますが、社会に衝撃を与えたという意味では最大の功績だと思っています。

実は、会社の平均寿命は10年未満しかありません。設立して10年後に残っている会社は僅かに5%です。30年後に残っている会社は3%なので、10年もてば長く続く会社が多いといえますが、基本的に企業は淘汰されるものと考えべきでしょう。

何故、長続きしないのか。「天敵のいなくなった種は滅びる」といわれますが、常に危機感を持ち、リスク管理をしていくことが大切です。私たちOAGは、この危機感をお客様と共有しながら、元気な企業を作るお手伝いをさせていただき、

ともに発展・成長していきたいと願っています。

私たちの仕事は、企業のあるがままを等身大に見せて差し上げることです。そして改善すべき点を提案させていただく。会計は、そのためのツールであり、会計を戦略的に経営に生かすことで、企業が元気になる可能性が大きくなる、私たちはそう思っています。

社員を有効に動かすには、社長や上司が指示すればある程度は効果がありますが、一番大切なのは各人がモチベーションを高めていくことではないでしょうか。そのために、OAGの一部の会社では4月から毎朝、コミュニケーション会議を行うことにしました。この会議では、各社員が短いスピーチをします。内容は、昨日の出来事や今日の予定、いま抱えている悩みなど何でもいいのです。

会社という枠の中で働いていると、思い通りにことが運ばず、モチベーションが下がってしまうことがあります。そんなとき、その人の顔を見ながら話を聞くことで、問題解決の一助にすることもできます。コミュニケーション会議を社員の士気を高め、保ち続けるための場にしていきたいと思えます。いずれは、OAG全体で行うつもりです。

即断即決の経営—意思決定の透明さが企業の元気を生む—

トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社
代表取締役社長 吉越浩一郎氏

今回の講師は、トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社(以下、トリンプ)の吉越浩一郎代表取締役社長です。日本は世帯消費支出のうち、衣料の占める金額が2003年度で13,967円(1世帯あたり1ヵ月平均)でした。過去最高額の1991年(23,814円)と比較すると、減少額は年間で約4,630億円にもなります。衣料業界にとって厳しい状況ですが、その中でトリンプは18年間連続増収増益を実現してきました。そんな“勝ち組”の元気の秘訣をうかがいました。



“地殻変動”に敏感に対応

売れない原因を景気のせいにして、景気が悪いから単に価格を下げるという方法は正しくありません。大切なのは、時代の変化に合わせてフレキシブルに対応していくことです。トリンプでは、1986年からの18年間で売上は約5倍になりましたが、バックオフィスの社員数はほぼ同じです。一方、1993年に工場の閉鎖、2000年度からアドバイザーの契約社員化など、市場の地殻変動とともに社内を変化させてきました。

情報の共有化

トリンプは、スイスに本社を置く外資系企業でありながら日本で決断でき、風土に合った自由な経営をしてきました。一般の方からは、外資系企業とは思われていないほどです。

社長の机上を通る情報は、人事に関するもの以外はすべて公開し、決断を下すときもオープンで行っています。全社員が同じ情報を持てば、同じ判断ができるからです。トップの人間も同じ目線で会議に臨めば“斬られる”ことがあり、楽ではありませんが、会社の規模に関わらずトップが現場に近くなければ成長は望めません。

即断即決経営を実現する会議

情報の共有化のために行っているのは、MS (Marketing&Sales) 会議。毎朝8時30分から1時間、全国7か所をテレビ会議で結び、全役員・部長及び必要な担当者が全員参加して、10時30分までにはイントラネットと携帯メールで議事録を配信します。「誰が/何を/いつまでに」やるのかを常に明確にして、その仕事を終えるデッドラインを最長1週間としています。問題の先送りは一切しません。

効率よく仕事をするための人事制度

仕事の効率を上げるための工夫として、例えば、課長以上には連続2週間のリフレッシュ休暇取得制度を設けています。完全に有給休暇を消化しなければ、翌年の有給休暇をなくしてしまうという、本末転倒のような罰則も設けて、半ば強制的に休暇をとらせるようにしました。欧米では、有給休暇の完全消化は当たり前のことですし、日本もやがてそうなるいくはずです。

若い人に活躍の場を与えるために、課長代行制度を作りました。できる人には、若いうちからよりレベルの高い仕事をしてもらいます。また、毎日12時30分～14時30分は私語、電話、オフィス内の立ち歩き

等を禁止する、がんばるタイムがあります。欧米のオフィスは社員に個室が与えられていて、隣の社員と話すことは物理的に不可能です。それだけ仕事に集中しているということで、私語が飛び交う日本のオフィスは効率的とはいえません。

毎週水曜日と金曜日はノー残業デーで、他の日も6時30分以降の残業は原則禁止しています。ただ、最近はITの進歩で自宅でも会社にいるのと同じような環境でパソコンが使えるので、そこまで禁止できるのかという悩みが出てきていますが。

社員の健康維持を目的に、禁煙に3万円の報奨金を設定し、禁煙宣言をした人が喫煙している場面を目撃したと通報した社員にも1万円の報奨金という「愛の密告制度」をつくりました。発覚した社員は、報奨金の2倍の6万円の罰金を会社に支払うこととなります。おかげで、2003年には全社員の禁煙が完了しました。

「成功するまでやれば必ず成功する」

これは、トリンプの考え方ですが、「為せば成り、為さねば成らぬものなるを…」と昔から言われている言葉と同じ意味で、すべての人、すべてのことに対し、言えることなのです。

Corporate Profile

トリンプ・インターナショナル・ジャパン

トリンプは1886年にドイツで創業して、今では世界140カ国に販売拠点、55カ国に生産拠点を持つ世界最大の婦人下着メーカーになっています。そのグループの中で、トリンプ・インターナショナル・ジャパンは1964年10月10日に設立され、現在は国内の婦人下着市場で第2位に急成長しています。技術力と情報力、斬新な商品企画力には定評があり、「天使のブラ」「恋するブラ」など、多くのヒットブランドを持っています。2004年12月期の売上高は510億円です。

参考書籍のご案内



早朝会議革命
～元気企業トリンプの「即断即決」経営～
大久保 隆弘著/日経B P社刊/1,470円(税込)

スピード経営で注目されているトリンプの早朝会議(MS会議)を、ありのままに描いています。吉越社長が担当者に矢継ぎ早に質問を浴びせ、仕事の「デッドライン」を明確に引き、1時間半の間に40ものテーマが決定していく姿は、自社の会議の進め方を見直す貴重な材料にもなります。

スタートした外形標準課税

今田和彦 法人税部部长 税理士

今年3月決算の企業でこれまでと大きく異なる点は、法人事業税に外形標準課税制度が導入されたことです。これは資本金が1億円を超える会社に対して、2004年4月1日以降に始まる事業年度から導入されたものです。「初めてなので、どういう形で準備をしたらいいのでしょうか」という相談が数多く寄せられました。

外形標準課税は、会社の売上高や資本金、人件費など、外側から見て把握できる外見上の数字を基準に課税を行う方法です。2003年3月に行われた地方税法の改正に基づくものですが、その背景には長引く不況によって各地方自治体の税収が減少して、財政が破綻の危機に瀕している状況があります。

外形標準課税の導入によって、事業規模に応じた課税が行われ、税負担が公平化するという主張もありますが、産業界には、企業の収益力が落ちている中で外形標準課税を導入すれば、経営を更に圧迫する怖れがあるなど、デメリットを指摘する声もあります。実際、赤字法人も課税対象になりますので、問題は小さくないでしょう。また、資本金1億円以下の会社は今のところ対象ではありませんが、財政赤字が大きいために、いずれ中小企業に対しても拡大適用される可能性が懸念されています。

外形標準課税の税額計算は、そう簡単ではありません。「所得割額+付加価値割額+資本割額」で計算することになっ

ていて、それぞれの項目の計算は、これまでと同じような計算をする所得割額を除いてかなり複雑です。

例えば、付加価値割額は、報酬給与、賃借料、支払利息等からなる「収益配分額」に単年度損益を加減して算出しますが、派遣社員がいる場合には、派遣会社に支払っている全額が給与として算定されるわけではありませんし、委託・請負契約に基づいて支払う代金は、報酬給与額に含まれません。ただし、業務の実態が雇用契約と同程度と見なされる場合には、報酬給与になります。また、給与の総額が収益配分額の7割を超えると、雇用安定控除として収益配分額から一定額を控除されるなど、一度に仕組みを理解するのは大変です。

資本割額も、持株会社では算出方法が違いますし、資本金が1,000億円を超えると、額によって資本割額に参入する率が異なっています。

いずれにしても、会計の帳簿からそのまま数字を引き出せば済むというわけにはいきません。事前に税額を算出するためのワークシートの作成が必要になりますし、申告に必要なデータを抽出するためかなりの労力を投入しなければならず、新たなコストの発生が懸念されているところです。

早めに準備をして、決算期を迎えてから慌てて対応することがないように心掛けましょう。



社員紹介



大綱小百合
法人税部

仕事について考える毎日です

「趣味は何ですか？」と聞かれて、困ってしまうことがあります。「仕事が趣味」というわけではないのですが、毎日が仕事について考える日々です。恐らく経営者の皆さんも常にご自分の会社や社員の皆さんのことを考える日々なのだと思います。いずれ時間に余裕ができればいいですね。



下見佐和子
資産税部 税理士

友達だからこそ 資産税の相談はしにくい？

税理士をしていると、友人などから税金の相談を受けることがあります。ただ、何でも相談してくるかというところ、そうでもありません。私は資産税を担当していますが、相続に関わるような事柄は極めてプライベートな部分に立ち入りますので、かえって相談しにくいようです。だからこそ、資産税部の活躍の場が広がるともいえますね。

相続資産保全のためのポイント

渡邊正則 資産税部部长
税理士・中小企業診断士

資産を守るために一番大切なことは、家族の仲がいいということです。資産を守り、次の世代に残すコツはこれに限ります。「そんなことか」と思われるかもしれませんが、相続問題で争いになるケースはかなりあり、まったく問題なくいくケースは全体の1割程度ではないでしょうか。大体的場合は、相続人各人の状況のほか、その配偶者や子どもなど家族の事情や意見が入ってきます。お子さん同士で話し合いがまとまっても、その配偶者が反対するというケースもあるのです。私たちの仕事は税金の計算ですが、資産の分配がまとまらないと申告することに支障をきたします。皆さんが納得された形で相続を終わらせ、もちろん税金についても納得して払っていただくために、ご相談に乗ることもあります。

ただ、全員が100%納得するのは難しく、譲りあっていただくことがどうしても必要です。しかし、相続は1度きりで、一度決めてしまえば取り返しがつきませんから、どうしても検討する時間は長くかかります。

家族の仲が悪いと話がこじれるだけでなく、損をすることが多くなります。例えば、裁判を起こせば弁護士に支払う費用が発生します。また、銀行に相続対象の預金があっても引き出すことができず、不動産の処分もできません。相続税を支払うために、銀行から借金をする事態もあり得ます。相続を機に親戚同士が仲た

がいをしてしまえば、精神的な負担もかなり大きなものとなるでしょう。

相続時のトラブルを防ぐには、若いときから準備をすることが大切です。健康なときの方が前向きに物事を考えられますし、若い人なら十年以上の時間を掛けて準備をすることができます。ただ、若いうちから考えている人は、現実には少数です。病気やけがで入院したり、自分や配偶者が相続で苦勞したり、個人的な事情が相続対策を考え始める契機になることが多いようです。特に、非嫡出子や内縁関係の人がいらっしゃる場合は、注意深く事前に処理をして、遺族の悲しみを増幅させないようにすることが重要です。

また、相続税を節税するにも、時間が必要です。基本は、時間を掛けて次の世代に贈与していくことです。贈与する財産としては、将来値上がりが見込める不動産や非上場株式が有効です。

不動産では、例えば10億円を借りてテナントビルを建てると、固定資産の評価は約6億円で、人に貸すと更に70%の評価になって、10億円のビルが約4億2,000万円まで下がります。

企業オーナーの場合には、会社を分割するなど、組織を再編して株価を下げる方法があります。株や不動産などの価値や内容は常に変わるので、毎年考えていく必要があります。いちばん適切な時期に、いちばんいい方法を実行するためのアドバイスをさせていただきます。



田中繁明
法人税部

怖がらずに仲良く 仕事をしていきましょう!

お客様の会社を訪問させていただくと、実は税理士に対して怖いというイメージを持っている社員の皆さんが多いことに気がかされます。そこで、私は社員の皆さんの顔と名前を早く覚えて、気軽に話しかけるように心掛けています。社長さんだけでなく社員の皆さんとも親しくなれば、仕事にもより力が入りますからね。



中村裕一
資産税部 税理士

相続対策は「人生いろいろ」を 実感させられます

相続税の仕事をしていると、相続人のいろいろなトラブルにも直面します。会社と個人の資産がごちゃまぜになっていたり、相続人の中に“その筋”の方がいたり…。揉めることも少なくありませんが、一方で親を失った若い相続人を親戚一同がサポートするといった感動的な場面に遭遇したこともあります。まさに、人生いろいろです。

今年の税制改正の注目点

博林一典
マネジメント・ソリューション部部长 税理士

今年の税制改正には、それほど大きなものはありません。人材投資促進（教育訓練）税制が強いて言えば新しいものです。

人材投資促進税制は、「(今期の教育訓練費一過去2年間の平均教育訓練費)×25% (法人税の10%限度)」を税額控除します。中小企業には特例があり、教育訓練費の総額に対して増加率の半分(20%以内)を乗じた金額を税額控除することができます。ここでいう中小企業とは、資本金が1億円以下で、大企業の子会社ではない法人(発行済み株式の50%以上を大企業に所有されていない法人。複数の大規模法人に株式が所有されている場合には、3分の2以上所有されていない法人)です。

中小企業については、法人住民税(地方税)が人材投資促進税制による税額控除後の金額に課されますので、地方税でも実質減税となります。大企業については、地方税での減税はありません。今年4月1日から3年間の時限措置です。

人材投資促進税制で対象となる教育訓

練費は、講師・指導員等の経費、教材費、プログラム費、外部施設の使用料、研修参加費、研修委託費などですが、キーワードは「外部に支払う経費」です。社内講師にかかる費用は、対象になりません。教育訓練を行う固定資産を取得する支出も対象外です。

ただし、支払先は関係会社であってもいいので、関係会社を上手に使えば、やりくりすることができますが、設立初年度は教育研修費の増加率が100%になってしまいますので、対象外です。従って、この制度を利用するために分社化しても無駄なことになりそうです。

この他に注目すべき改正としては、組合課税の改正がありました。組合企業への関与が少なく、相応のリスクを負っていないと判断された場合には、組合事業の損失を組合への出資額を超えて計上することができなくなります。航空機リースを組合で投資して、投資家が損失を出し、その損失と所得を相殺するという節税商品があって、昨年10月に名古屋地裁で国

側が負けたので、このような改正がなされました。所得税については平成18年度から、住民税については19年度から適用されます。

また、民法組合の特例として有限責任組合(LLP)が創設されました。LLPには3つの特徴があり、ひとつは有限責任性です。通常、民法組合は無限責任を負いますが、LLPは出資額までしか責任を負いません。もうひとつは内部自治原則です。利益の分配も、出資した金額に係わらず、自由に決められます。最後は、出資者への直接課税です。LLPは組合ですから、法人税は課せられません。相当、使い勝手がいい制度で、非常に注目されています。アメリカではLLCがよく使われており、10年間で株式会社が100万社、LLCが80万社誕生しています。大手企業が共同開発をしたり、映画の制作などで活用されています。一番盛んなのがイギリスで、会計事務所やデザイン事務所、法律事務所など、当初の出資があまり必要ない事業で盛んに使われています。

社員紹介



伊禮菜美子
法人税部

お客様には極秘(?)のマイ電卓

税理士は必ず「マイ電卓」を持っていて、電卓が変わると作業効率が格段に落ちてしまいます。私にも、もちろん愛用の電卓がありますが、学生時代から使っているため、シールなどがたくさん貼ってあり、先輩から一言、「お客様の前では出さな」と。このままでは、マイ電卓は門外不出になりそうです…。



清水かおり
マネジメント・ソリューション部
マネジャー 税理士

宇宙旅行を目指して 歯を矯正中です

80歳のときに20本の歯を残そうという「8020運動」がありますが、健康で長生きをするためには歯が重要で、噛み合わせが大切なんだそうです。そこで、今頃になって歯を矯正中です。目的は宇宙旅行。私が80歳になるころには宇宙旅行が一般化していると思いますので。それに、ハードな仕事を乗り切るためにも健康が一番です。



中嶋克洋
法人税部

これからの税理士には 幅広い知識が必要です

最近、税理士の求められ方が変わってきていることを実感しています。昔前は「先生業」と呼ばれ、きちんと税金を納めるためのお手伝いをしていれば良かったのですが、最近ではお客様の問題点をきちんと見つけて、アドバイスをできる存在になることが必要です。単に税務だけでなく、幅広い知識が不可欠になってきていますね。



和島勝幸
法人事業推進部
CFOシニアコンサルタント

企業活動を激変させる 個人情報保護法の施行

4月1日から個人情報保護法が施行されましたが、「誰がいつ、どのデータを見たのか」をすべて記録しなければなりません。情報管理の作業量は3~6割増えるでしょう。今まで信頼関係で使っていた個人情報も、いちいち承諾が必要です。社会のスピード感が高まっていますから、個人情報保護法への対応が企業の命運も握りそうです。

第2回「薬膳のすすめ」

「薬膳」という言葉がいつごろから使われ出したのかは定かではないですが、1980年ごろに四川省成都市の同人堂滋補薬店が、隣にレストランを開いたのが、今日の「薬膳」という言葉の始まりだという説があります。前号でご紹介した「未病」や「食医」の言葉が表わしているように、中国では古くから身体に役立つ生薬や食べ物をうまく取り入れることが健康維持にはとても大切であるとされてきました。

食物には生薬同様、それぞれに「陰陽五行説」に基づいて「五味五性（五つの味・五つの性質）」が記されており、その考えに従い料理が構成されています。五味とは「酸・苦・甘・辛・鹹（カン）」とし、それぞれ「酸っぱいもの、苦いもの、甘いもの、辛いもの、塩辛いもの」の5つに区別されています。「酸っぱい食べ物は肝機能を高めることに役立ち、苦いものは心臓の働きに役立ち、甘いものは消化を助け、辛いものは肺の働きに役立ち、塩辛いものは排泄に役立つ」とされています。加えて「酸と甘、苦と辛、甘と鹹、辛と酸、鹹と苦」というように、二つの味を組み合わせることが、身体によいとする考えがあります。中国料理で有名な「酢豚（豚肉の甘酢かけ）」は、まさにこの原則に則っていることが伺えます。日本でも馴染み深い「お善哉に塩昆布」の組み合わせもまた、料理を美味しく感

じるだけでなく身体にやさしい組み合わせになっているわけです。

五性とは「熱・温・平・涼・寒」で表わされ、それぞれに身体に作用する効能・



効果があります。「熱とは食べると身体を熱くし、温とは熱ほどではないが身体を温め、平とは寒熱の差がなく、涼とは身体を涼しくし、寒とは涼以上に身体を冷やす働きがある」と区別されています。料理のみならず、漢方処方でもこれらの五味五性をうまく組み合わせることが大切で、組み合わせを間違えると身体に悪い作用

が表れます。日常の食生活にもひと工夫することが健康維持には大切であるといえるのではないのでしょうか。

また「薬膳」には「食療」と「食養」の二つの考え方があります。「食療」の薬膳とは「病気を治療することを目的とする薬膳」であり、「食養」の薬膳とは「健康維持を目的とする薬膳」のことを意味します。中国や香港で食した薬膳が「薬臭くて食べられなかった」と聞かれるのは、「食療」の薬膳であった可能性があります。症状に応じた料理を食べてこそ、初めて薬膳の効果が期待されるわけで、生薬が入っているからといって身体に良い料理とはいえません。「食養」の薬膳に関しては、美味しい料理が前提ではありますが、用いる生薬も、前号でご紹介した「神農本草経」に収載された上品を中心として、構成されることが理想の薬膳といえるでしょう。飽食の時代といわれる現代ゆえに、ときには薬膳の考え方を取り入れてみることも、これからの健康維持には重要ではないのでしょうか。

岩井正憲氏

1963年大阪市生まれ。大阪薬科大学薬学部卒業後、富山医科大学大学院に進み、博学博士号を取得。テレビ・新聞・雑誌等で漢方薬の解説を行う一方、各地の有名ホテルで漢方に関するセミナーを開催。現在、全国のホテルニューオータニ「Taikan-En」にて「好菜（ハオツァイ）」を総合プロデュース。

< 編集後記 >

満開だった桜も葉桜となり、ごちなかつた新入社員のスーツ姿も様になってきた今日この頃。3カ月ぶりに「the Heartful OAG」第3号をお届けいたします。

「あれ？少し雰囲気が変わったんじゃない。」そうです。年度も変わり誌面も一新しました。新たに加わったスタッフ紹介のページは、普段あまり見ることのできない一面が見られたりして、私自身もこれから楽しみです。

「the Heartful OAG」は今後、発行間隔を短縮し、秋には月刊化を目指しています。ご期待下さい。（ま）

発行 太田・細川会計事務所 / (株)シーケーシステム研究所
東京都新宿区左門町3番地 左門イレブンビル5階
tel.03-3352-7500 / fax.03-3356-1180
発行人 太田 孝昭
編集人 松本 真一

2005
5

MAY

| SUN | MON | TUE | WED | THU | FRI | SAT |
|------------------|--------------|---|------------|------------------|--|---------------------|
| 1 メーデー | 2 友引 八十八夜 | 3 憲法記念日／ゴミの日 | 4 国民の祝日 | 5 大安 こどもの日／立夏 | 6 | 7 |
| 8 母の日／世界赤十字デー | 9 大安 | 10 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限 | 11 | 12 友引 国際看護婦デー | 13 | 14 情報通信月間(～6/15) |
| 15 大安 | 16 | 17 | 18 友引 | 19 | 20 労働保険料概算・確定申告書提出／労働保険料納付期限／三社祭(～5/22) | 21 大安 |
| 22 | 23 | 24 友引 ゴルフ場記念日 | 25 | 26 | 27 大安 | 28 ゴルフ記念日 |
| 29 | 30 友引 | 31 3月決算法人の確定申告期限／9月決算法人の中間申告期限／確定申告税額の延納届出による延納税額の納付期限／6.9.12月決算法人の消費税の中間申告／個人事業主の当年分消費税の中間申告／世界禁煙デー | 1 | 2 | 3 | 4 |

自動車税の納付(都道府県の条例で定める5月中の日)

2005
6

JUNE

| SUN | MON | TUE | WED | THU | FRI | SAT |
|----------------|-------|----------------|-----------------------------|--|---|-------|
| 29 | 30 | 31 | 1 映画ファン感謝デー | 2 大安 | 3 測量の日 | 4 |
| 5 友引 世界環境デー | 6 | 7 大安 | 8 | 9 | 10 友引 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限／梅の記念日 | 11 |
| 12 日商簿記検定試験 | 13 大安 | 14 | 15 所得税の予定納税額の通知期限／信用金庫の日 | 16 友引 | 17 | 18 |
| 19 大安 父の日 | 20 | 21 夏至 | 22 友引 | 23 | 24 | 25 大安 |
| 26 | 27 | 28 友引 貿易記念日 | 29 | 30 4月決算法人の確定申告期限・10月決算法人の中間申告期限／東京23区内固定資産税第1期納期限 | 1 | 2 |

個人の道府県民税・市町村民税の納付(第1期分・市町村の条例で定める6月中の日)